

にこにこ はきはき こつこつ



文責
：高本

心のきずなを深める月間

いじめを許さない学校・学級をめざして熊本県教育委員会は、6月を「心のきずなを深める月間」としています。

本校では、16日から人権月間として取り組んでいます。先日は、代表委員会で、人権スローガンについて話し合い、決定しました。

人権スローガン

- ・ 悪口やかげ口、暴力で終わらせず、その場で話し合おう。
- ・ 「自分には関係ない」をなくそう。



友だちの言動に対して、おかしいと気づいたときに、そのことを勇気を出してきちんと伝えることができていない、また笑ってごまかしたり、陰口や暴力で片付けることがあるという日頃の状況を改善しようとして決めました。各学年、学級でも取り組んでいます。詳しくは学年・学級だより等をご覧ください。

熊本県には、人権が共存する「人権尊重社会」の実現に向けて、次のような条例があります。

熊本県子ども輝き条例(平成19年公布)

子どもは地域の宝であり、私たちの未来です。すべての子どもたちが健やかに育つことは、私たちの願いです。県民みんなで子どもたちの育ちを支え、すべての子どもたちが、いつも生き生きと輝く熊本の実現を目指し制定されました。

知っていますか？—障害者差別解消法—

この法律は、障害のある人もない人も共に暮らせる社会を目指して、「不当な差別的取扱い」を禁止し、「合理的配慮の提供」を求めています。

不当な差別的取扱いの禁止とは…

国・都道府県・市町村などの役所や、会社やお店などの事業者が、障害のある人に対して、正当な理由なく、障害を理由として差別することを禁止しています。

合理的配慮の提供とは…

障害のある人から、社会の中にあるバリアを取り除くために何らかの対応を必要としているとの意思が伝えられたときに、負担が重すぎない範囲で対応することを求めています。

くまもと家庭教育支援条例(平成24年公布)

各家庭が改めて家庭教育に対する責任を自覚し、その役割を認識するとともに、家庭を取り巻く学校等、地域、事業者、行政その他県民みんなで家庭教育を支えていくことが必要です。子どもたちの健やかな成長に喜びを実感できる熊本の実現を目指し制定されました。

熊本県いじめ防止基本条例

(平成25年策定、平成28年改訂)

いじめの防止等の対策は、単にいじめをなくす取組にとどまらず、子どもに将来の夢やそれに挑戦する意欲を持たせることで、学校において「いじめをしない」「いじめをさせない」「いじめに負けない」集団づくりを進めるとともに、家庭や地域、関係機関とも密接に連携を図ることが必要です。

